

# PPP/PFI 推進アクションプラン (令和6年改定版)と 国土交通省における取組

国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課

## 1. はじめに

公共施設や公共サービスの提供について、人口減少や公共施設の老朽化、行政における財政制約等の背景から、効率的・効果的な新しい手法が求められているところです。

その手段の一つが、PPP/PFIです。「PPP」(Public Private Partnership)とは、行政が実施する各種行政サービスを、行政と民間が連携しつつ民間の持つ創意工夫や資金を活用することにより、行政サービスの質の向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念を指します。

このPPPという概念には、指定管理者制度や

包括的民間委託のほか、民間資金等を活用するPFI(Private Finance Initiative)などの概念が含まれます(図-1)。

それに対し「PFI」とは、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間のノウハウ・資金を活用

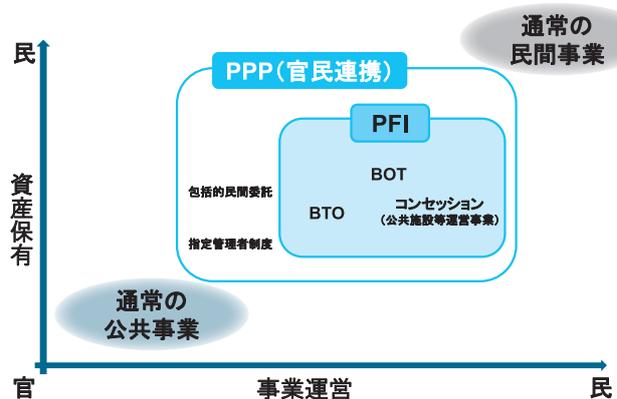


図-1 PPP (Public Private Partnership) とは (イメージ)

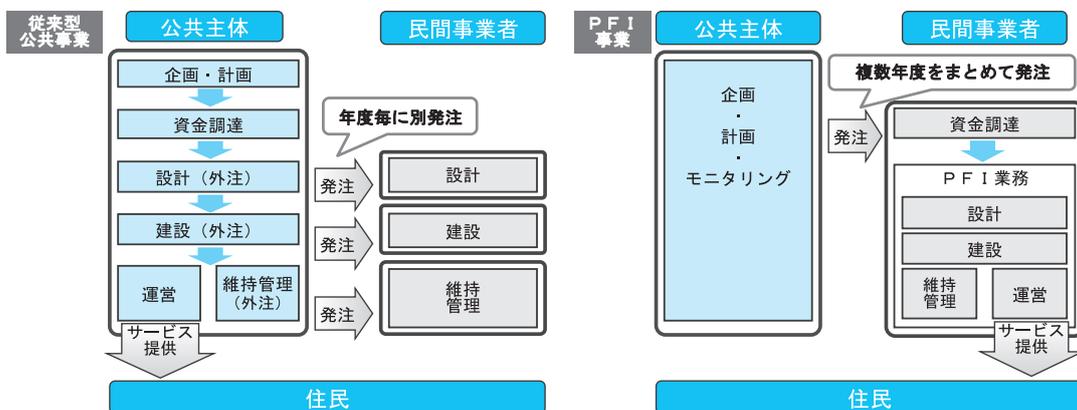


図-2 PFI (Private Finance Initiative) とは (出典：内閣府ホームページより一部加筆)

して行う手法であり、日本ではPFI法<sup>1)</sup>に基づいて実施されています。

PFIには、従来の公共事業の発注・実施とは異なり、「①契約期間が長期・複数年に及ぶ、②仕様発注ではなく、同一の事業者に包括的に性能発注、③契約書等に基づき公共と民間との間でリスクを事前に分担、④資金調達は民間側で実施」などの特徴があります（図-2）。

本稿では、日本におけるPPP/PFIを巡るこれまでの動きを概観した後、令和6年6月に策定された「PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）」の主な内容と、関連する国土交通省の取組について解説します。

## 2. 日本におけるPPP/PFIを巡るこれまでの動き

日本では、イギリスにおけるPFIの展開などを参考にPFI法が制定され、平成11年に施行されました。その後、幾度か改正が行われ、平成23年には公共施設等運営権、いわゆる「コンセッション方式」が導入されました。

コンセッション方式とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま施設の運営権を民間事業者に設定する

方式であり、空港などの分野において導入が進んできているところです。

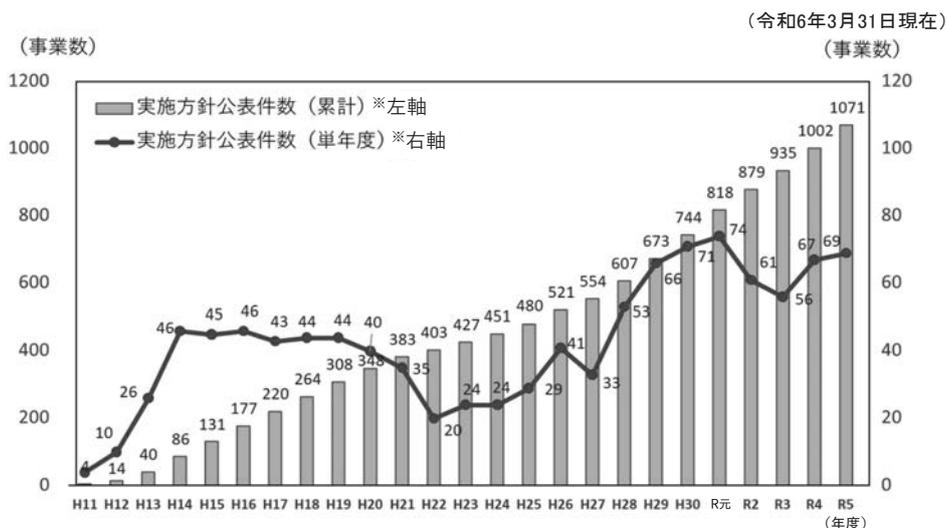
PFI全体としては、近年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響で事業件数は減少したものの、PFI法の制定以降、令和5年度末までに実施方針が公表されたPFI事業数の累計は1,071件となっています（図-3）。また、事業が実施される分野についても多岐にわたっており、学校施設や公営住宅などをはじめ、さまざまな分野で活用されています。

さらには、PPPも含むPPP/PFI事業の事業規模に関して、平成25年度以降令和2年度までにおいて累計約26.7兆円となり、平成25年度以降の10年間の事業規模目標である21兆円を前倒しで達成したところです。

一方で、小規模地方公共団体を含む活用地域の拡大といった課題や、カーボンニュートラルの実現等の新たな政策課題が出てきている中、さらなるPPP/PFIの推進が必要となっています。

## 3. PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）

有識者からなる民間資金等活用事業推進委員会等の場で新たなアクションプランの議論が進めら



(注) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

図-3 PFI事業の事業数の推移 (出典：内閣府資料)

れ、令和6年6月に「PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）」が全国務大臣からなる民間資金等活用事業推進会議において決定されました。

本改定においては、令和13年度までの事業規模目標30兆円および事業件数10年ターゲットの達成に向け、次の四つの主要事項が柱とされました。

#### (1) 分野横断型・広域型 PPP/PFI の形成促進

「分野横断型 PPP/PFI」とは、複数分野または複数の公共施設等を一括して事業化する手法を指します。また、「広域型 PPP/PFI」とは、複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となって PPP/PFI 事業を実施する手法を指します。

令和6年改定版アクションプランにおいては、一層の歳出の効率化、不足する地方公共団体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、分野横断型・広域型 PPP/PFI の形成促進を目指しています。

このため、内閣府においては先進的な事例を収集し、地域経済の活性化のほか、地方公共団体間や庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んでの成功要因の分析や、制度的課題の把握および解決策の検討を行い、ポイントを整理した手引を令和6年中に公表することとしています。

#### (2) 民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進

「新たな成長型経済」への移行が進む中、民間事業者の努力や創意工夫が最大限発揮されることにより、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築することが重要です。

このため、令和6年改定版アクションプランにおいては、構想段階からの官民対話、性能発注や民間事業者による提案を推進し、民間事業者の創意工夫による工事費等の削減や収益事業による利益創出を図ることとされています。

併せて、費用削減以外の民間事業者が創出する

多様な効果の適切な評価を推進するとともに、民間事業者を取り巻く環境や金融市況の把握に努めつつ、予定価格に最新の実勢価格や統括管理等に要する費用を適切に反映させるほか、契約金額改定の基準となる物価指数として市場価格への感応度が高いものを採用するなど、物価変動への適切な対応を含め適正な価格の算出を推進することとされています。

なお、PFI 事業における物価変動および災害への適切な対応方針を示すため、令和6年6月に PFI に関する各種ガイドラインが改正されています。

#### (3) 事業件数10年ターゲットの上方修正および PPP/PFI の活用領域の拡大

令和5年改定版のアクションプランでは、重点分野<sup>2)</sup>において10年間（令和4～13年度）で具体化を狙う「事業件数10年ターゲット」が設定されました（表-1）。

今般の改定において、特に進捗が良好な分野（スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設）について、事業件数10年ターゲットの上方修正が行われました。また、新たに自衛隊施設が重点分野に追加されました。この結果、事業件数10年ターゲットは、令和5年のものに75件追加され、全分野において650件になったところです。

#### (4) PPP/PFI による地方創生の推進

PPP/PFI による良好な公共サービスの提供や民間事業者の収益事業の展開は、地域の賑わいの創出や地域課題の解決に資する取組を実現するなど、地方創生に貢献することが期待されることです。

令和6年改定版アクションプランにおいては、地方公共団体が所有する空き家等の遊休公的施設を利活用する「スモールコンセッション」<sup>3)</sup>について、新たに産官学金等の多様な関係者が参加・連携するスモールコンセッション推進会議（仮称）を設置し、首長への働きかけや情報発信の強化により、全国的な普及・啓発を図ることとされています。

表－1 「事業件数 10 年ターゲット」の内訳

事業件数 10 年ターゲット (対象：R4-R13)		
重点分野	10 年間で 具体化を狙う 事業件数	対象とする施設・契約形態
空港	10	コンセッション
水道	100	ウォーター PPP
下水道	100	ウォーター PPP
道路	60	バススタをはじめとする道路分野 全体（他分野との連携含む）で の PPP/PFI
スポーツ施設	30 → 40	コンセッション
文化・社会 教育施設	30 → 35	コンセッション等
大学施設	30 → 40	コンセッション、PPP/PFI
公園	30	コンセッションなど公園全体で の民間活用
MICE 施設	30	コンセッション、PFI
公営住宅	100	コンセッション、収益型事業、 公的不動産利活用、PFI
クルーズ船向け 旅客ターミナル 施設	10	コンセッション及び国際旅客船 拠点形成港湾制度
公営水力発電	20	公営企業局の水力発電施設にお ける経営のあり方検討
工業用水道	25	ウォーター PPP をはじめとす る多様な PPP/PFI
自衛隊施設 (新規)	50	PFI、ECI 等と包括的民間委託 の組み合わせ
合計	575 → 650	

※青字は令和 6 年改定版の修正・追加内容  
(出典：PPP/PFI 推進アクションプラン (令和 6 年改定版) を  
一部編集)

このほか、具体的な案件形成に資する PPP/PFI 地域プラットフォームの効果的な運営や PPP/PFI 事業の具体化に資する民間資金等活用事業推進機構 (PFI 推進機構) による継続的な支援を行うこととされています。

#### 4. 国土交通省における PPP/PFI 推進に向けた取組

国土交通省においては、令和 6 年改定版アクションプランに基づき、空港、道路、港湾などの重点分野における PPP/PFI 推進を行うほか、スモールコンセッションの推進に取り組んでいるところです。

令和 6 年改定版アクションプランにおける重点分野には、空港や道路をはじめとして国土交通省

が所管する多くの分野が位置付けられています。例えば、空港分野では、事業件数 10 年ターゲットにおいて、令和 13 年度までに 10 件の具体化を狙うことが目標として設定されています。

空港におけるコンセッションは、着陸料等の柔軟な設定や効率的な空港運営など、民間の資金やノウハウを活用し滑走路等と空港ビルの運営を一体的に行うことによって、利用者利便の向上や航空ネットワークの充実、地域の活性化を図ることを目的とするものです。

国管理空港については、仙台空港をはじめとしてこれまでに九つの空港で、また、地方管理空港については、富士山静岡空港等でコンセッションが導入されています。その他の空港に関しても、地元自治体や地元経済界を対象とした勉強会等を実施し、空港コンセッションを導入した場合の効果等について情報発信を行うなど、機運醸成を図っているところです。

水道、下水道分野では、事業件数 10 年ターゲットにおいて、令和 13 年度までにそれぞれウォーター PPP 100 件の具体化を狙うことが目標として設定されています。この「ウォーター PPP」は、水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション方式と、同方式に準ずる効果が期待できる管理・更新一体マネジメント方式を総称するものとして位置付けられたものです。こちらの推進に向けて地方公共団体に対する支援の充実を図り、取組を推進しています。

また、人口減少等により地方公共団体が所有する空き家等が増加することが見込まれる中、それらを有効に利活用して地方創生につなげることが重要であり、その際、小規模な PPP/PFI 事業の手法を活用したスモールコンセッションを行うことが効果的です。

そこで、国土交通省においては、スモールコンセッションの推進に取り組んでおり (図－4)、令和 5 年 11 月に官民連携等の分野の有識者や実務者からなるスモールコンセッションの推進方策に関する検討会を立ち上げ、3 回開催し、令和 6 年 6 月にスモールコンセッション推進方策をとり

■ スモールコンセッションの背景

- 今後、人口減少等により、廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の増加が見込まれる中、それらを有効に活用して、交流人口や雇用を拡大し、地域経済の活性化を推進することが重要。
- その際、民間の創意工夫を最大限に生かした小規模なPPP/PFI事業の手法を活用することが効果的。

(参考) - 経済財政運営と改革の基本方針2024(抄) -  
 ..空き家等の既存ストックを活用するスモールコンセッション等の普及を促進するとともに..

-総理大臣施政方針演説(令和6年1月30日)(抄)-  
 ..空き家・遊休不動産を積極的に活用するスモールコンセッションなどを推進します。

■ スモールコンセッションのポイント

- ・ 対象施設は、廃校等の空き施設、地方公共団体が所有する古民家等の空き家
- ・ 事業方式は、公共施設等運営権(コンセッション)方式のほか、RO(Rehabilitate Operate=改修・運営)方式等

■ 想定される施設例

<p><b>宿泊施設</b></p> <p>参考事例：岡山県津山市 &lt;空き家&gt;</p>  <p>【コンセッション方式】 個人から寄付された古民家(伝統的建造物に指定されている町家)を活用した宿泊施設。</p>	<p><b>住宅</b></p> <p>参考事例：島根県津和野町 &lt;空き家&gt;</p>  <p>【RO方式】 町が所有する空き家等を改修し、UIターン者や町内に定着した若者、移住・定住者の住まいを確保。</p>	<p><b>サテライトオフィス・研究施設</b></p> <p>参考事例：福岡県宮若市 &lt;廃校&gt;</p>  <p>【コンセッション方式】 地域企業がPFI法6条提案を実施し、AI開発センターとして廃校を活用。現在、複数の大手企業が入居。</p>	<p><b>スポーツ施設</b></p> <p>参考事例：岡山県津山市 &lt;空き施設&gt;</p>  <p>【RO+コンセッション方式】 老朽化した市のシンボリックな施設を民間資金とノウハウを活用し、スポーツ・健康増進施設としてリノベーションと事業運営を実施。</p>
---	---	--	--

図-4 スモールコンセッションについて (出典：国土交通省資料)

まとめました。

今後、スモールコンセッションの全国的な普及促進を図るため、新たにスモールコンセッションプラットフォームを立ち上げ、案件形成に向けたマッチングの強化、先進事例の発信などに取り組んでいきます。

## 5. おわりに

公共施設や公共サービスの提供について、地方公共団体を取り巻く状況が厳しさを増す中、PPP/PFIへの期待は一層高まっているところです。

国土交通省においては、引き続き、適切かつ円滑にPPP/PFIが活用・推進されるよう、幅広い

関係者と連携し、遊休公的施設の利活用を通じた地方創生や持続可能なインフラメンテナンスを確保する観点も踏まえたPPP/PFIの推進に取り組んでまいります。

- 1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)
- 2) 空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道を指す。令和6年改定版のアクションプランから、自衛隊施設が新たに追加。
- 3) 廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模な官民連携事業により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。